

中小企業成長加速化補助金
における圧縮記帳等の適用について

令和7年5月22日

中小企業成長加速化補助金事務局
TOPPAN株式会社

令和6年度補正「中小企業成長加速化補助金」は、中小企業成長加速化補助金事務局（TOPPAN株式会社）から補助対象者に交付されるものであり、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではありませんが、国からの補助金を原資としていること等から、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧縮記帳等の適用が認められます。

なお、当該補助金のうち「経費を補填するための補助金」については、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の対象外のため、圧縮記帳等の適用は認められません。